

いずみの苑通所介護事業所 重要事項説明書 別紙

1 介護保険適用時の利用料金

指定通所介護 《地域区分 10.9》

所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合

(単位：円)

	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担金		
		(1 割)	(2 割)	(3 割)
要介護1 (570 単位)	6, 213	622	1, 243	1, 864
要介護2 (673 単位)	7, 335	734	1, 467	2, 201
要介護3 (777 単位)	8, 469	847	1, 694	2, 541
要介護4 (880 単位)	9, 592	960	1, 919	2, 878
要介護5 (984 単位)	10, 725	1, 073	2, 145	3, 218

所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担金		
		(1 割)	(2 割)	(3 割)
要介護1 (584 単位)	6, 365	637	1, 273	1, 910
要介護2 (689 単位)	7, 510	751	1, 502	2, 253
要介護3 (796 単位)	8, 676	868	1, 736	2, 603
要介護4 (901 単位)	9, 820	982	1, 964	2, 946
要介護5 (1008 単位)	10, 987	1, 099	2, 198	3, 297

所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担金		
		(1 割)	(2 割)	(3 割)
要介護1 (658 単位)	7, 172	718	1, 435	2, 152
要介護2 (777 単位)	8, 469	847	1, 694	2, 541
要介護3 (900 単位)	9, 810	981	1, 962	2, 943
要介護4 (1023 単位)	11, 150	1, 115	2, 230	3, 345
要介護5 (1148 単位)	12, 513	1, 252	2, 503	3, 754

加算の利用料金 (要介護1～要介護5の方)

	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担金		
		1割	2割	3割
入浴介助加算 I (40 単位)	436	44	88	131
個別機能訓練加算 I イ (56 単位)	610	61	122	183
個別機能訓練加算 I ロ (76 単位)	828	83	166	249

個別機能訓練加算Ⅱ（20単位）	218	22	44	66
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （22単位）	239	24	48	72
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （18単位）	196	20	40	59
サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （6単位）	65	7	13	20
介護職員等処遇改善加算 （1月につき）	（Ⅰ）1月分の利用単位の総数の9.2% （Ⅱ）1月分の利用単位の総数の9.0% （Ⅲ）1月分の利用単位の総数の8.0% （Ⅳ）1月分の利用単位の総数の6.4%			
同一建物に対する減算（94単位）	▲1,024	▲103	▲205	▲308
送迎減算（片道47単位）	▲512	▲52	▲103	▲154

加算について

	指定通所介護
入浴介助加算Ⅰ	職員に対し、入浴介助に関する研修を実施し、かつ入浴介助を行った場合、1日40単位を加算します。
個別機能訓練加算Ⅰイ	専従の機能訓練指導員を配置し、居宅での生活状況をふまえて、訪問（3か月毎）し、把握したニーズにより、多職種が共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画書を作成します。複数の訓練項目を準備し、当該計画書に基づいて、身体機能・生活機能の向上を目標に利用者ごとに訓練項目を選びながら、実施している場合一日につき56単位を加算します。
個別機能訓練加算Ⅰロ	専従の機能訓練指導員を配置し、居宅での生活状況をふまえて、訪問（3か月毎）し、把握したニーズにより、多職種が共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画書を作成します。複数の訓練項目を準備し、当該計画書に基づいて、身体機能・生活機能の向上を目標に利用者ごとに訓練項目を選びながら、実施している場合一日につき85単位を加算します。
個別機能訓練加算Ⅱ	個別機能訓練Ⅰイもしくはロを算定しており、厚生労働省への情報提供（LIFE）を行った場合に、一月につき、20単位加算します。
サービス提供体制加算（Ⅰ）	以下、いずれかに該当する場合、加算します。 ① 介護福祉士が70%以上配置されている場合、加算します。 ② 勤続10年以上介護福祉士25%以上

	1回 22 単位
サービス提供体制 加算（Ⅱ）	介護福祉士が 50%以上配置されている場合、加算します。 1回 18 単位
サービス提供体制 加算（Ⅲ）	以下、いずれかに該当する場合、加算します。 ① 介護福祉士が 40%以上配置されている場合 ② 勤続 7 年以上介護士 30%以上 1回 6 単位
介護職員等処遇改 善加算	厚生労働大臣が定める介護職員の賃金の改善等を実施して、都道府 県知事に届け出た指定通所介護事業所（介護予防）が、利用者に対 し、指定通所介護（介護予防）を行った場合に、1 月分の利用単位 の総数の（Ⅰ）9.2%（Ⅱ）9.0%（Ⅲ）8.0%（Ⅳ）6.4%を加算し ます。*職場環境の改善および経験技能のある職員の割合に応じ設 定される。
同一建物に対する 減算（94 単位）	指定通所介護事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から当該 事業所に通う者に指定通所介護を行った場合、1 日につき 94 単位減 算。（傷病等やむを得ず、送迎が必要な場合を除く）
送迎減算 （片道 47 単位）	利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行 なわない場合は、片道につき 47 単位を所定単位数から減算する。

2 その他の利用料金

指定通所介護の利用料金（要介護 1～要介護 5 の方）

	1 日あたりの利用料金及び内訳	自己負担額
食事代	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 食（昼食＋おやつ） 800 円 ・ 1 食 650 円 	全額自己 負担
活動教材費 （その他日常 生活費）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書道活動 110 円 ・ パステル活動 150 円 ・ カレンダー活動 40 円 ・ むりえ・脳トレ活動 10 円 ・ コーヒータイム 30 円 ・ 手工芸 実費徴収 	全額自己 負担

キャンセル代

① ご利用日の前営業日午後 5 時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日午後 5 時までにご連絡がなかった場合の 介護度別（下記参照）の費用と 1 回分の昼食・おやつ代	全額自己負担

所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合

	キャンセル料 (円)
要介護 1 (570 単位)	6 2 2 + 食事代 (昼食・おやつ代)
要介護 2 (673 単位)	7 3 4 + 食事代 (昼食・おやつ代)
要介護 3 (777 単位)	8 4 7 + 食事代 (昼食・おやつ代)
要介護 4 (880 単位)	9 6 0 + 食事代 (昼食・おやつ代)
要介護 5 (984 単位)	1 0 7 3 + 食事代 (昼食・おやつ代)

所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

	キャンセル料 (円)
要介護 1 (584 単位)	6 3 7 + 食事代 (昼食・おやつ代)
要介護 2 (689 単位)	7 5 1 + 食事代 (昼食・おやつ代)
要介護 3 (796 単位)	8 6 8 + 食事代 (昼食・おやつ代)
要介護 4 (901 単位)	9 8 2 + 食事代 (昼食・おやつ代)
要介護 5 (1008 単位)	1, 0 9 9 + 食事代 (昼食・おやつ代)

所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

	キャンセル料 (円)
要介護 1 (658 単位)	7 1 8 + 食事代 (昼食・おやつ代)
要介護 2 (777 単位)	8 4 7 + 食事代 (昼食・おやつ代)
要介護 3 (900 単位)	9 8 1 + 食事代 (昼食・おやつ代)
要介護 4 (1,023 単位)	1, 1 1 5 + 食事代 (昼食・おやつ代)
要介護 5 (1148 単位)	1, 2 5 2 + 食事代 (昼食・おやつ代)